

第2次北九州市いきいき長寿プラン 事業調書

目標 施策の 方向性	No.	取組名	概要	成果指標 (上段) 指標名・指標数値 (下段) 指標設定の考え方	取組結果 (令和4年度)	今後の方針性（令和5年度以降）・課題など
(3)住みたい場所で安心して暮らせるまち						
1 地域支援体制（医療・介護の連携等）の強化						
	95	相談体制の充実	土・日も開設し、働く世代なども相談しやすい、地域の身近な相談窓口である「まちかど介護相談室」をはじめとして、新たな相談窓口を開拓します。例えば、地域包括支援センターの職員が、認知症カフェや高齢者サロン等の高齢者の通いの場へ出向き「高齢者いきいき相談（巡回相談）」を実施し、相談する機会を増やします。さらに、区役所内の相談窓口が連携し、包括的な支援体制の構築を進めます。	【地域包括支援センター相談件数】 令和元年度：206,500件 → 令和5年度：218,000件	地域包括支援センター相談件数 226,059件	・相談機会の増加 ・区役所内の相談窓口の連携促進
	96	地域ケア会議の充実	近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をふまえて、ICTの活用やリモートによる地域ケア会議の開催について検討を進めます。	リモート開催が可能な環境の整備状況 R5年度までに全地域包括支援センターで整備	環境整備を行い、各区において個人情報に配慮しリモート開催している。	環境整備を行い、新型コロナウイルス感染拡大時においても、地域包括ケアシステム構築に向け、地域ケア個別会議が開催できた。
	97	高齢者の住宅相談の実施	各区役所において、介護を必要とする高齢者の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築などに関する専門的な相談に応じ、これらの方々の在宅生活を支援します。	相談件数 令和元年度：131件 → 令和5年度：144件	相談件数（高齢者） 91件	バリアフリー住宅の増加、施設サービスの充実等により相談件数が減少しているが、介護を必要とする高齢者の在宅生活を支援するため、市政により等で周知を図りながら、引き続き事業を実施する。
	98	地域包括支援センターの運営	誰もが住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、保健・医療・福祉・介護の幅広い相談に対応する総合相談窓口として、地域包括ケアシステム構築の推進を図ります。また、利用者がいつでも気軽に相談しやすい場所として、利便性を考慮した窓口機能（まちかど介護相談室等）を強化し、緊急時に応じるためには「24時間365日緊急対応事業」を行います。「ダブルケア」等にみられる多様化するニーズや、「虐待」「認知症」等権利擁護に関する複雑・困難な課題も、民間企業やNPO、専門職や地域ボランティア等と連携しながら、適切なアセスメント・継続的・包括的なケアマネジメントを実施します。一方、これらにより構築されるネットワークを効果的に活用し、高齢者をとりまく地域課題の解決や、自立支援・介護予防の普及啓発に努めます。	【地域包括支援センターの認知度】 令和元年度：41.8% → 令和5年度：基準値より増加 【地域包括支援センター相談件数】 令和元年度：206,500件 → 令和5年度：218,000件	【地域における啓発活動】 49,948人 【地域包括支援センター相談件数】 226,059件	複雑化・長期化する支援へ対応するために、職員のスキルアップのための研修等及び地域ケア会議の充実・強化を進める。また、平成30年12月から始まった「まちかど介護相談室」を活用し、課題の早期発見に努めるとともに、高齢者だけではなく幅広い年代に地域包括支援センターのPRを行う。

第2次北九州市いきいき長寿プラン 事業調書

目標	施策の方向性	No.	取組名	概要	成果指標 (上段) 指標名・指標数値 (下段) 指標設定の考え方	取組結果 (令和4年度)	今後の方向性(令和5年度以降)・課題など
		99	地域ケア会議の開催	地域包括ケアシステムの構築に向けて、包括的・継続的ケアマネジメント業務に効果的に取り組めるよう、介護支援専門員、保健・医療・福祉・介護に関する専門的知识を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される「地域ケア会議」の開催を推進します。	地域ケア個別会議 開催回数 令和元年度：318回 → 令和5年度：350回 居宅介護支援事業所の事例 令和元年度：94件 → 令和5年度：105件	地域ケア個別会議 (1) 開催回数 611回 (R3年度：564回) (2) 居宅介護支援事業所の事例 居宅介護支援事業所の事例312事例 (R3年度：269事例)	令和元年度9月から地域ケア個別会議を月1回（それまで2ヶ月1回）に開催頻度を増やした。今後、居宅介護支援事業所に地域ケア個別会議の周知をし、事例数を増やしていく。
		100	出張所での保健福祉業務の対応	市民サービスの向上を図るために、大里、曾根、島郷、折尾、上津役、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉・福祉医療・障害者福祉などに関する相談対応や申請書の受付を行います。	各出張所の保健福祉相談窓口における相談件数 R1年度：33,783件 → R5年度：34,800件	各出張所における市民サービスが向上したかを計るため、保健福祉相談窓口における相談件数を指標とするもの。	相談件数は依然として一定数を維持しており、今後も現状の体制維持が望ましいと考えている。
		101	地域リハビリテーション支援拠点の設置	高齢者やその家族のニーズに応じた質の高い相談支援ができるよう、地域リハビリテーション支援拠点を設置し、医療機関及び介護サービス事業所等の協力を得て、リハビリテーションに関する相談支援や支援者の育成・活用等に取り組むとともに、リハビリテーション関係者の連携強化を図ることで、本人・家族を中心とした重層的な支援の輪を広げていきます。	リハビリテーションに関する相談件数 令和5年度：650件	相談件数：430件 同行訪問件数：362件	地域への働きかけができる専門職人材の育成に取り組むとともに、協力機関の充実を図り、ケアマネジャー等への相談支援や地域活動への支援を強化する。
		102	とびうめ@きたきゅうの推進	登録した市民の医療・介護・健診等の情報が事業に協力する医療機関で共有される「とびうめ@きたきゅう」を地域包括支援センター等の庁内の関係部署が閲覧できるように環境を整備することにより、市民サービスの向上や業務の効率化を図ります。	未設定	・全区の地域包括支援センター及び消防局（指令センター）に「とびうめ@きたきゅう」閲覧用端末を配置した。	「とびうめ@きたきゅう」の活用が見込める部署について、市民サービスの向上や業務の効率化を踏まえた上で、業務内での活用方法や閲覧用端末の設置について協議、検討していく。
		103	リハビリテーションに関する情報発信およびネットワークの構築	高齢者や障害のある人などが、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者が多職種間における連携の仕方や支援技術が学べる研修会等の実施および関係者による区単位でのネットワークの構築に取り組みます。	【リハビリテーション関係者によるネットワークの構築】 令和元年度：市内4区に設置 → 令和5年度：市内7区に設置	市内全域となる5つのリハビリテーション連絡協議会を設置・運営した。	リハビリテーション関係者によるネットワーク（リハビリテーション連絡協議会）構築を全市的に進めていく。
		104	保健・医療・福祉・地域等の関係者の連携による地域福祉の推進	子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が相互に連携・協働して、支援の必要な人を、地域で支えていく取組みの検討を通して、地域福祉の推進を図ります。	未設定	補助金の申請に基づき適正に実施した。	縮小していた地域活動が徐々に回復していくと考えられるため、各区の状況に応じた取組みを実施していく。